

令和 8 年度 税制改正要望事項

令和 7 年 8 月
厚生労働省

目 次

<健康・医療>	1
<医療保険>	3
<介護・社会福祉>	4
<年金>	4
<雇用>	5
<生活衛生>	5
<その他>	6

*印を付している項目は他省庁と共同要望をしている項目

○ 地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の延長及び拡充

〔登録免許税、不動産取得税〕

地域医療構想の実現に向け、医療機関の開設者が、医療機関の再編に伴い取得する土地又は建物に係る登録免許税及び不動産取得税の軽減措置について、適用期限を2年延長するとともに、当該措置の対象となる要件、税率及び課税標準の見直しを行う。

○ 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長

〔相続税、贈与税〕

医療法上の持分なし医療法人への移行計画の認定制度の延長に伴い、その制度を前提とした特例措置について、適用期限を3年延長する。

○ 重点医師偏在対策支援区域で承継・開業する診療所への税制上の支援

〔登録免許税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税〕

医師偏在対策について、将来にわたり地域で必要な医療提供体制を確保するため、重点医師偏在対策支援区域で承継・開業する診療所に対し、①登録免許税軽減措置、②一定期間の固定資産税・都市計画税軽減措置、③不動産取得税軽減措置を行う。

○ 社会保険診療報酬の事業税非課税措置の存続

〔事業税〕

社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。

○ 医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続

〔事業税〕

医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を維持するため、さらに、健康診断や予防接種など自治体が主体となって行う事業を実施していることも踏まえ、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

*** ○ 社会医療法人等が行う訪日外国人の自由診療に係る診療費要件の緩和**

〔所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、法人住民税、事業税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税、事業所税、地方消費税〕

税制上の優遇措置を受けられる社会医療法人等に係る認定又は承認要件のうち、自由診療の場合の請求金額を社会保険診療の場合と同一の基準（1点10円）により計算するとの要件（診療費の上限）について、訪日外国人診療に伴う医療機関の負担に鑑み、訪日外国人に対して請求できる診療費の上限を緩和する。

*** ○ 厚生農業協同組合連合会の法人税非課税措置の要件の見直し**

〔法人税、法人住民税、事業税、事業所税〕

厚生農業協同組合連合会が行う医療保健業を収益事業から除外するための要件の一つである各医療施設ごとの特別の療養環境に係る病床の病室差額料の「平均額が5,000円以下」の要件について、経営環境の変化に対応することが可能となるよう、病室差額料に関する要件の見直しを行うこと。

○ セルフメディケーション推進のための医療費控除の特例措置の拡充

〔所得税、個人住民税〕

セルフメディケーションを更に推進する観点から、医療費控除の特例措置を恒久化も視野に入れ継続するとともに、税制によるインセンティブ効果をより強化するため、税制の対象範囲の拡大及び所得控除額の算出方法の見直しを行う。

*** ○ 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長**

〔所得税、法人税、法人住民税〕

我が国の成長力・国際競争力を高めるには、中長期的に企業の研究開発投資の増加を促し、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブの強化が必要。

特に、科学とビジネスの近接化時代の中、我が国の戦略技術領域に対する研究開発投資を拡大し、大学等における戦略研究拠点との産学連携を促進する見直し等を行う。

○ 特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等に係る非課税措置の延長

[所得税、個人住民税]

特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等について、その和解金としての性質に鑑み、非課税措置を延長する。

○ 予防接種法に基づく定期接種の対象疾病の追加に伴う税制上の所要の措置

[所得税、消費税、国税徴収法、個人住民税、地方消費税、徴収規定]

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会における議論等を踏まえ、予防接種法に基づく定期接種の対象疾病を追加する場合に、現行の対象疾病と同様、追加した対象疾病の予防接種に係る健康被害の救済給付を非課税措置及び差押禁止の対象とする。

医療保険

○ 病床転換助成事業に関する税制上の所要の措置

[印紙税、国民健康保険税]

病床転換助成事業の期限が延長された場合には、当該事業に係る印紙税の非課税措置及び国民健康保険税に病床転換支援金等を含める措置を引き続き存続する。

○ 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

[国民健康保険税]

- ① 国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額の見直し並びに子ども・子育て支援納付金課税額の限度額の設定を行う。
- ② 低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行う。

* ○ 全世代型社会保障構築のための税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、消費税、たばこ税、印紙税、
国税徴収法、租税条約等実施特例法、国外送金等調書法、個人住民税、
法人住民税、事業税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税、事業所税、
国民健康保険税、地方たばこ税、地方消費税、徴収規定〕

社会保障審議会等において検討を行い、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。

介護・社会福祉

○ 社会福祉法人の制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、消費税、国税徴収法、
個人住民税、法人住民税、事業税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税、
事業所税、地方消費税、徴収規定〕

社会保障審議会福祉部会等において検討を行い、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。

* ○ 介護保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、消費税、印紙税、国税徴収法、
租税条約等実施特例法、国外送金等調書法、個人住民税、法人住民税、事業税、
固定資産税、都市計画税、不動産取得税、事業所税、国民健康保険税、
地方消費税、徴収規定〕

介護保険制度等について、社会保障審議会介護保険部会等において見直しの検討を行っており、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。

年金

* ○ 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長

〔法人税、法人住民税〕

企業年金等の積立金に対する特別法人税について、これらの普及を図るため及び健全な運営を確保するため、これらの積立金に対する特別法人税を撤廃する。(撤廃に至らない場合、課税停止措置を3年延長する。)

雇用

○ 労災保険制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定〕

労災保険制度の在り方について、労働政策審議会において検討を行い、その結果等を踏まえて、税制上の所要の措置を講ずる。

○ 財形住宅貯蓄制度の対象住宅の要件に係る所要の措置

〔所得税、個人住民税〕

住宅ローン控除要件の見直しの状況を踏まえ、当該要件に準拠している財形住宅貯蓄制度の対象住宅に係る要件について、税制上の所要の措置を講ずる。

生活衛生

* ○ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長等

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

中小企業者等が 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計 300 万円までを限度として、即時償却（全額損金算入）できる特例措置について、その適用期限を 2 年延長する等の措置を講ずる。

* ○ 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長

〔不動産取得税〕

中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた認定経営力向上計画に従って、事業の再編・統合を行った際に承継した不動産に係る不動産取得税を軽減する措置について、その適用期限を 2 年延長する。

* ○ 事業承継税制に係る特例承継計画の期限延長等

〔相続税、贈与税〕

事業承継税制の承継計画の提出期限を一定期間延長するとともに、その他円滑な事業承継の実施のために必要な措置を講ずる。

その他

*○ 第1次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討の開始

「第1次国土強靱化実施中期計画」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、「実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。」と記載されたことを踏まえ、国土強靱化施策の財源確保方策の検討を開始する。

○ 東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長

〔印紙税〕

東日本大震災により被害を受けた者を対象に特別貸付けを行う場合の印紙税を非課税とする特例措置について、その適用期限を5年延長する。

○ ICD-11 への移行に伴う所要の対応

〔所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、印紙税、国税徴収法、個人住民税、法人住民税、事業税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税、自動車税、軽自動車税、事業所税、国民健康保険税、地方消費税、徴収規定〕
ICD-11 への移行に伴い、必要に応じて税制上の所要の措置を講ずる。

*○ 生命保険料控除制度の拡充の恒久化等

〔所得税、個人住民税〕

令和8年分所得税において講じられた、23歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除枠の所得控除限度額に対する2万円の上乗せ措置を恒久化するなど所要の措置を講ずること。